

相談支援のあり方検討 ヒアリング調査実施状況

	種別	対象機関種別	ヒアリング実施日
1	障がい	区保健福祉センター障がい福祉担当	H27.2.4
2		区保健福祉センター障がい虐待担当	H27.2.4
3		身体・知的障がい者更生相談所	H27.3.25
4		障がい者相談支援センター	H26.12.12
5		就業・生活支援センター	H27.5.28
6		地域活動支援センター(生活支援型)	H27.4.24
7		基幹相談支援センター	H27.4.24
8		発達障がい者支援センター	H27.3.25
9		身体障がい者相談員	H26.12.24
10		知的障がい者相談員	H26.12.16
11	高齢	区保健福祉センター高齢福祉担当	H27.1.28
12		区保健福祉センター高齢虐待担当	H27.1.28
13		地域包括支援センター	H26.12.8
14			H26.12.11
15		総合相談窓口(ブランチ)	H26.12.11
16		老人福祉センター	H27.4.14
17		高齢者相談支援サポート事業	H27.4.28
18		おおさか介護サービス相談センター	H27.3.17
19	子育て・ひとり親	区保健福祉センター児童福祉担当	H27.2.2
20		児童相談所	H27.2.24
21		区保健福祉センター大阪市ひとり親家庭サポーター	H27.4.22
22		地域子育て支援拠点事業	H26.12.10
23		大阪市母子・父子福祉センター	H27.4.23
24		主任児童員	H27.5.21
25	健康	区保健福祉センター地域担当保健師・精神保健福祉相談員	H26.12.9
26			H26.12.4
27		精神保健福祉センター	H27.5.26
28		小児慢性特定疾患児ピアカウンセリング事業	現在事業未実施
29	生活困窮	生活困窮者自立促進支援モデル事業	H26.12.3
30			H27.6.4
31		区保健福祉センター生活保護担当	H27.2.13
32			H27.2.23
33		しごと情報ひろば	H27.4.23
34		地域就労支援センター	H27.4.30
35	地域関係	区社会福祉協議会(地域福祉活動支援事業)	H27.6.1
36		コミュニティソーシャルワーク推進(地域生活支援)事業	H26.12.2
37		あんしんさぽーと事業	H27.4.27
38			H27.5.12
39		権利擁護相談支援サポートセンター事業	H27.4.28
40		休日夜間福祉電話相談事業(休日・夜間サポートライン事業)	H27.4.28
41		民生委員	H27.1.20
42		DV専門相談	H27.6.15
43		その他	H27.6.1

対象機関種別:38箇所、ヒアリング実施:43箇所

相談支援機関配置数

1. 相談支援機関

(平成27年6月現在)

概要	圏域	合計	区ごとの配置数																							
			北 区	都島区	福島区	此花区	中央区	西 区	港 区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭 区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区
発達障がい者支援センター	市	1																							1	
地域就労支援センター	市	1										1														
大阪市母子・父子福祉センター	市	1	1																							
精神保健福祉センター(こころの健康センター)	市	1		1																						
身体・知的障がい者更生相談所(大阪市リハビリテーションセンター)	市	1																							1	
小児慢性特定疾患児アカウンティング事業	市	1					1																			
権利擁護相談支援サポートセンター事業	市	1																								1
休日夜間福祉電話相談事業(休日・夜間サポートライン事業)	市	1																								1
基幹相談支援センター	市	1																						1		
児童相談所	市	1					1																			
高齢者相談支援サポート事業	市	1																								1
おおさか介護サービス相談センター	市	1									1															
あんしんさぼーと事業(拠点は24区)	市	1									1															
DV専門相談	市	0											非公表													
合計		13	1	1	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3

2 区圏域、包括圏域等

区保健福祉センター(障がい・高齢・児童・生保等)	区	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
区社会福祉協議会(交付金・見守りNW)	区	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活困窮者自立促進支援事業	区	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
障がい者相談支援センター	区	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域包括支援センター	包括	66	2	2	1	2	2	1	2	2	1	1	2	4	4	2	4	3	4	3	3	4	4	4	5	4
総合相談窓口(ランチ)	包括	67	3	3	2	1	0	1	3	2	2	3	2	3	5	2	4	2	2	2	2	3	5	3	6	6
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センターのみ)	その他	34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	1	2	1	1	2	2	2	3	2
地域活動支援センター(生活支援型)	その他	9						1						1	1	1				1		1	1		2	
就業・生活支援センター	その他	7							1		1			1					1			1			1	1
老人福祉センター	その他	26	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
しごと情報ひろば	その他	5				2							1												1	1
合計		310	13	9	11	13	9	12	10	14	12	11	16	17	11	15	11	14	11	12	15	17	17	25	27	27

3. 地域住民等による身近な相談窓口

身体障がい者相談員	市4/区122	122	4	3	4	5	4	3	4	4	3	4	3	4	7	6	6	5	7	4	6	5	7	7	9	8
知的障がい者相談員		60	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	3	4	2	3	3	3	3	2	3	2	4	4	3
民生委員(定数)	地域	3,606	136	117	75	103	98	100	119	98	80	111	121	205	219	117	211	137	186	105	140	162	203	200	248	315
主任児童員(定数)	地域	632	32	18	20	20	26	32	22	20	18	21	24	36	34	22	38	20	32	24	20	30	24	28	38	33
ネットワーク推進員等	地域	0												調査中												
合計		4,420	174	140	101	129	130	137	147	124	103	138	150	248	264	147	258	165	228	136	168	200	236	239	299	359

4. 合計

区名		北 区	都島区	福島区	此花区	中央区	西 区	港 区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭 区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区
合計	4,743	188	150	112	142	141	149	157	138	117	150	166	265	275	162	269	179	239	148	183	217	253	265	328	389

平成26年8月21日

相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 複雑化・多様化・深刻化する市民の福祉課題に対する効果的な相談支援体制のあり方について、多面的に調査・検証・検討を行うために、相談支援に関する事業や業務を所管・担当する局・区により構成される、相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援体制の実態の把握
- (2) 相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討
- (3) 相談支援体制の改善・充実に係る連絡調整
- (4) その他、相談支援体制のあり方検討にあたり必要な取組

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げるプロジェクトリーダー、プロジェクトサブリーダー、プロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチーム会議を招集する。
- 3 プロジェクトリーダーは、必要と認めるときは第1項に規定する者以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトサブリーダーとで構成する、会議の運営に係る調整等を行うプロジェクト幹事会を必要に応じて招集することができる。
- 5 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチームの方針を踏まえ、本市職員や関係機関の職員で構成する、会議の開催に係る調査や資料作成等を行うワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

第4条 プロジェクトチーム及びワーキングチームの事務局を福祉局生活福祉部地域福祉課に置き、事務局はその事務を処理する。

(施行の細目)

第5条 その他この要綱に定めるもののほかプロジェクトチーム及びワーキングチームの運営に関し、必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

〈 別表 〉

福祉局

生活福祉部地域福祉課長（プロジェクトリーダー）
生活福祉部福祉活動支援担当課長
生活福祉部相談支援担当課長
生活福祉部保護課長
生活福祉部生活困窮者支援担当課長
障がい者施策部障がい福祉課長（プロジェクトサブリーダー）
障がい者施策部障がい支援課長
高齢者施策部高齢福祉課長（プロジェクトサブリーダー）
高齢者施策部在宅サービス事業担当課長
高齢者施策部認知症施策担当課長
心身障がい者リハビリテーションセンター相談課長兼発達障がい者支援担当課長

こども青少年局

子育て支援部管理課長（プロジェクトサブリーダー）
子育て支援部こども家庭課長
こども相談センター相談支援担当課長

健康局

健康推進部健康施策課長（プロジェクトサブリーダー）
健康推進部保健主幹
健康推進部こころの健康センター精神保健医療担当課長
保健所管理課長

市民局

ダイバーシティ推進室就労対策担当課長
ダイバーシティ推進室男女共同参画課長

区役所

保健福祉センター福祉担当課長会幹事長（プロジェクトサブリーダー）
保健福祉センター生活支援担当課長会幹事長
保健福祉センター保健業務主管担当課長会幹事長
保健福祉センター地域活動担当係長会幹事

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会福祉総括室次長